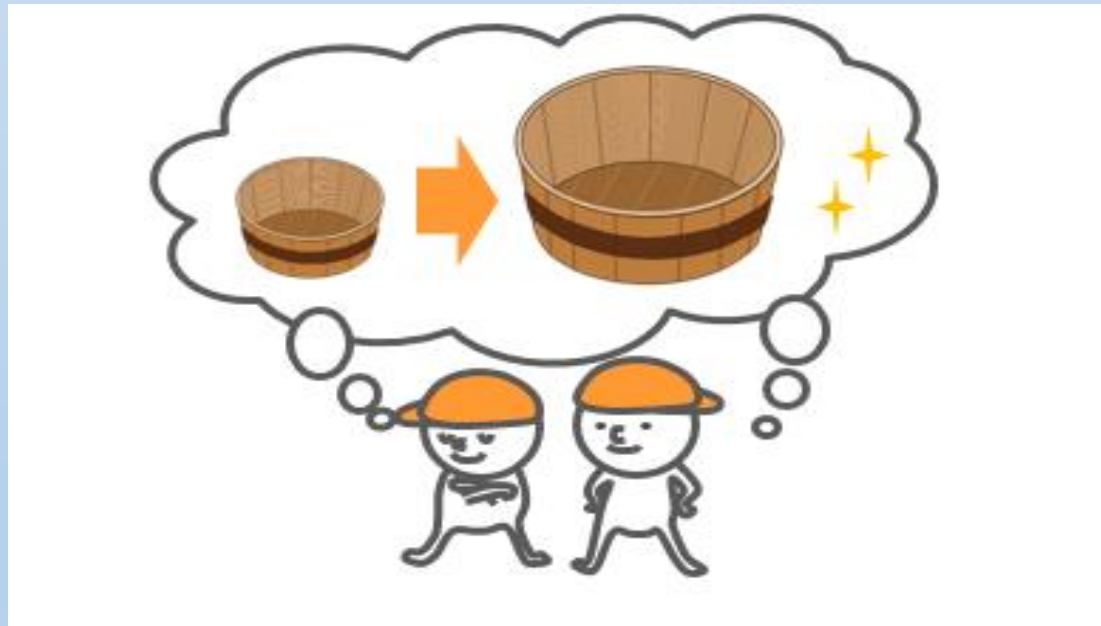




研修会開始まで
しばらくお待ちください。

音声はOFF、カメラはONで受講して下さい。
事業所名・参加人数を入力してください。

介護予防・日常生活支援総合事業 研修会

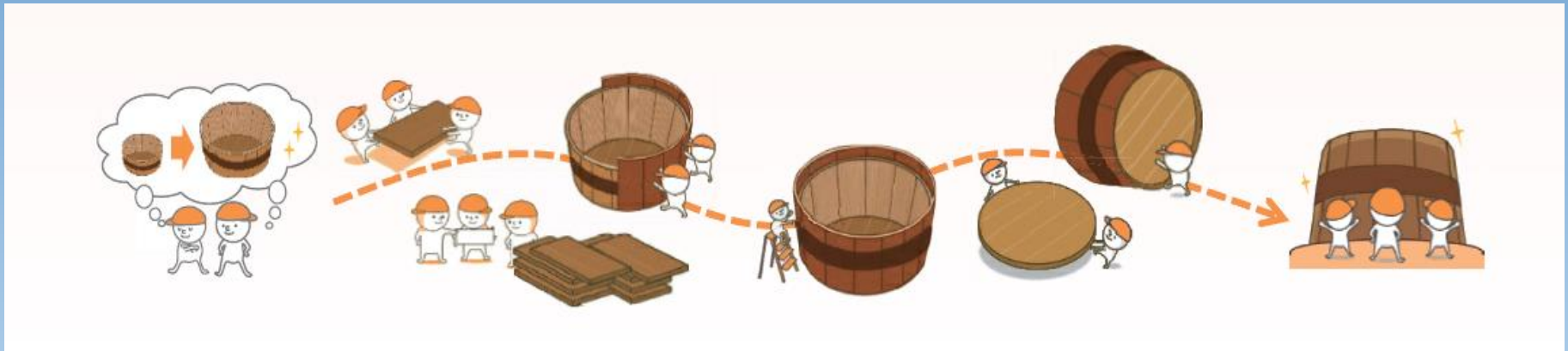


令和6年(2024年)3月21日(木)14時から15時15分まで
吹田市福祉部 高齢福祉室

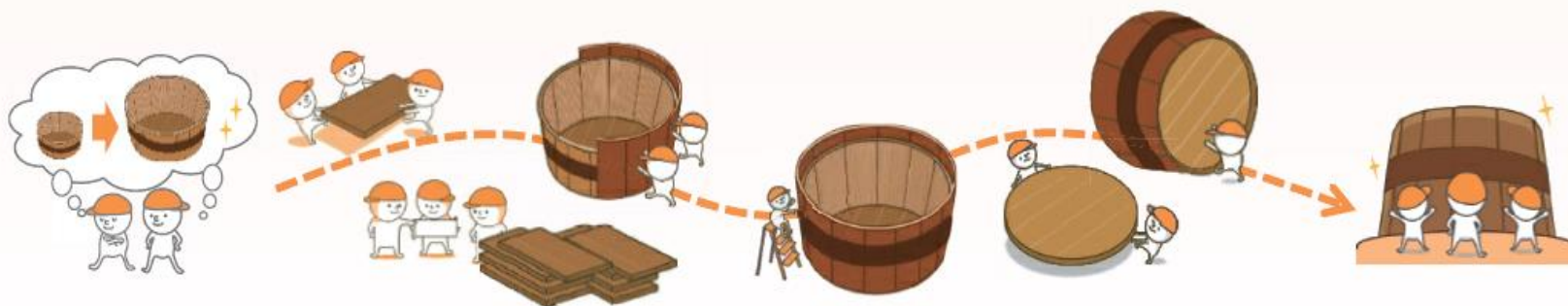
[本日の内容]

- ① 吹田市の介護予防・日常生活支援総合事業の概要
 - ② 令和6年度介護報酬改定に伴う変更点について
(介護予防・日常生活支援総合事業のみ)
 - ③ お知らせ
- ※①②終了後にそれぞれ質疑応答の時間を設ける予定にしています。

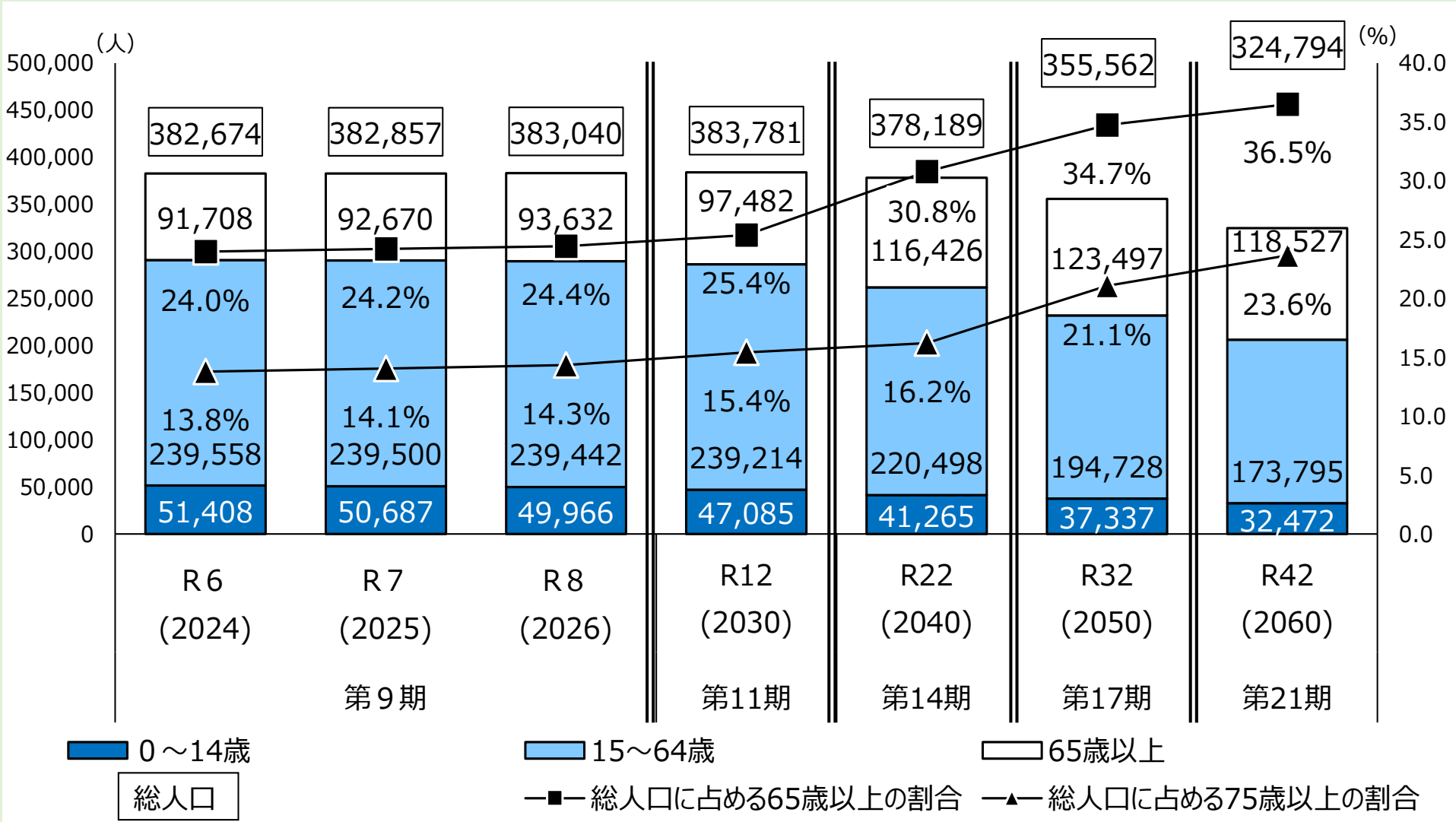
① 吹田市の介護予防・日常生活支援総合事業の概要



吹田市の高齢者の状況



吹田市の高齢者の状況



第9期吹田健やか年輪プラン(吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)案 より

吹田市の高齢者の状況

【現役世代の負担割合】

〔介護保険制度開始〕

H12 (2000)

〔団塊の世代が75歳以上に〕

R7 (2025)

〔団塊の世代が65歳以上に〕

R22 (2040)

〔団塊の世代が75歳以上に〕

R32 (2050)

65歳以上
人口



20~64歳
人口

5.1人に1人

2.4人に1人

1.8人に1人

1.5人に1人

胴上げ型

騎馬戦型

肩車型

肩車型

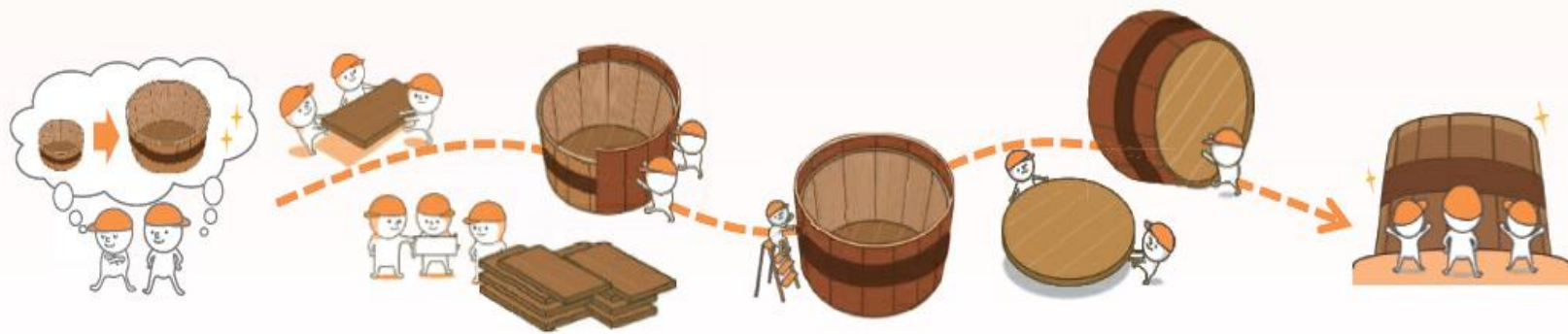
第9期吹田健やか年輪プラン(吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)案 より

吹田市の高齢者の状況



資料
 第9期以降：地域包括ケア「見える化」システムにより推計
 ただし、第11期以降は施設整備計画や介護保険給付費準備基金の取崩等による影響を
 考慮していない。

吹田市の 介護予防・日常生活支援総合事業



基本に
立ち戻って…

介護保険法の理念



・第1条(目的)

要介護状態となった人が、尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、必要なサービスを提供する

・第4条(国民の努力・義務)

要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生じる心身の変化を自覚して、常に健康の保持増進に努める

要介護状態となった場合にも、進んでリハビリ等のサービスを利用し、その有する能力の維持向上に努める

国のガイドライン

介護予防・日常生活支援総合事業
(新しい総合事業)

介護予防・生活支援サービス事業

(従来の要支援者)

- ・要支援認定を受けた者(要支援者)
- ・基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス対象事業者)

訪問型サービス
(第1号訪問事業)

・現行の訪問介護相当

①訪問介護

・多様なサービス

②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)

③訪問型サービスB(住民主体による支援)

④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)

⑤訪問型サービスD(移動支援)

通所型サービス
(第1号通所事業)

・現行の通所介護相当

①通所介護

・多様なサービス

②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)

③通所型サービスB(住民主体による支援)

④通所型サービスC(短期集中予防サービス)

その他の生活支援サービス
(第1号生活支援事業)

①栄養改善の目的とした配食

②住民ボランティア等が行う見守り

③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

介護予防ケアマネジメント
(第1号介護予防支援事業)

一般介護予防事業

- ・第1号被保険者の全ての者
- ・その支援のための活動に関わる者

①介護予防把握事業

②介護予防普及啓発事業

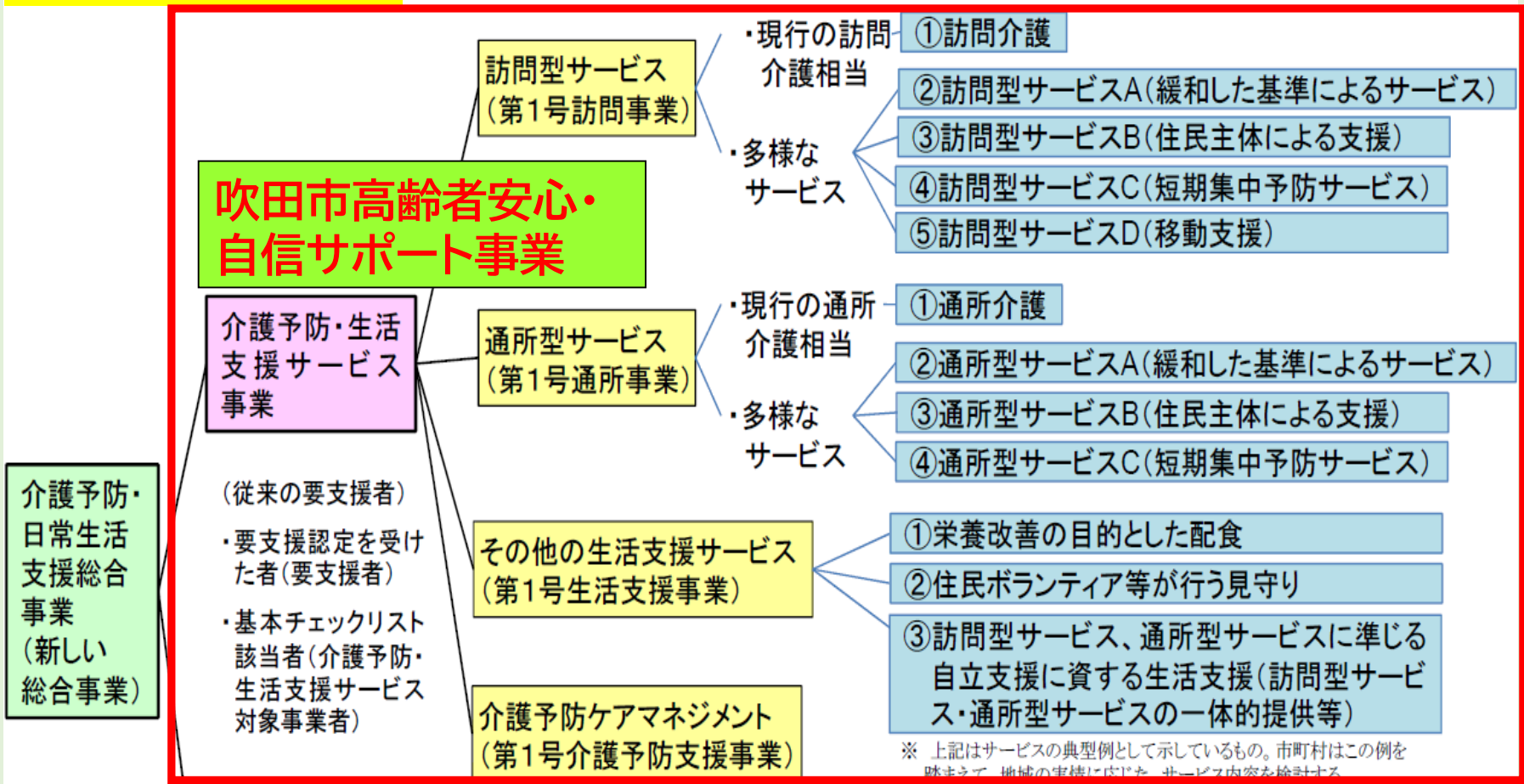
③地域介護予防活動支援事業

④一般介護予防事業評価事業

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

吹田市の事業構成



地域で元気に暮らすために 平成29年4月から、介護保険法改正による 介護予防・日常生活支援総合事業開始

高齢者の生活を支えるための
地域づくり



地域みんなで一緒に取り
組む介護予防活動

**吹田市高齢者安心・
自信サポート事業**

**吹田市民
はつらつ元気大作戦**

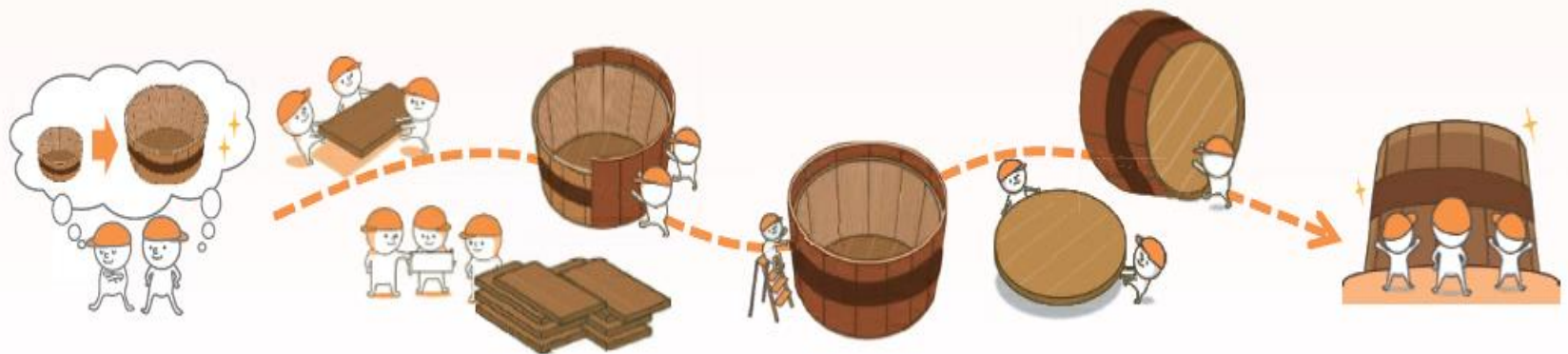
安心して自信をもって生活できるよう、自立支援型の通所型サービスや訪問型サービスなど、高齢者の支援体制を地域の中に作っていく取組

一人ひとりができる限り介護予防に努めることや、地域や社会の中で何らかの役割を担いながら生活することが大切

吹田市の介護予防・日常生活支援総合事業 の基本方針

要支援状態の人が要介護状態になることを防ぎながら、住み慣れた地域の中で生きがいを持って暮らすことができるように、介護予防の視点を軸に高齢者の能力を最大限引き出し、活かすことを目指して、多様で柔軟なサービス提供や地域住民の多様な参画など地域の支え合い体制づくりを守り、持続可能な仕組みを目指す。

吹田市高齢者 安心・自信サポート事業



地域で元気に暮らすために

平成29年4月から、介護保険法改正による
介護予防・日常生活支援総合事業開始

高齢者の生活を支えるための
地域づくり



地域みんなで一緒に
取り組む介護予防活動

**吹田市高齢者安心・
自信サポート事業**

**吹田市民
はつらつ元気大作戦**

安心して自信をもって生活できるよう、自立支援型の通所型サービスや訪問型サービスなど、高齢者の支援体制を地域の中に作っていく取組

一人ひとりができる限り介護予防に努めることや、地域や社会の中で何らかの役割を担いながら生活することが大切

吹田市の事業構成

吹田市高齢者安心・自信サポート事業

介護予防・生活支援サービス事業

- (従来の要支援者)
- ・要支援認定を受けた者(要支援者)
- ・基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス対象事業者)

訪問型サービス (第1号訪問事業)

- ・現行の訪問介護相当
 - ①訪問介護
 - ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
 - ③訪問型サービスB(住民主体による支援)
 - ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
 - ⑤訪問型サービスD(移動支援)
- ・多様なサービス

通所型サービス (第1号通所事業)

- ・現行の通所介護相当
 - ①通所介護
 - ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
 - ③通所型サービスB(住民主体による支援)
 - ④通所型サービスC(短期集中予防サービス)
- ・多様なサービス

その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業)

- ①栄養改善の目的とした配食
- ②住民ボランティア等が行う見守り
- ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)

※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)

吹田市民はつらつ元気大作戦

一般介護予防事業

- ・第1号被保険者の全ての者
- ・その支援のための活動に関わる者

- ①介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

【サービスコード】

訪問型サービス

⇒ **A2** (訪問型短期集中サポートサービスは自己負担がありませんので、サービスコードはありません)

通所型サービス

⇒ **A6** (要支援2で週1回利用のサービスも独自に設定)

介護予防ケアマネジメント

⇒ **AF** (ケアマネジメントA・ケアマネジメントC)

時期	吹田市独自のサービス内容
平成29年4月 【サポート事業開始】	<p>【新たな報酬単位の設定】 通所型サポートサービスにおいて、要支援2の認定者の週1回利用の報酬単位を設定</p> <p>【訪問型短期集中サポートサービスを開始】 日常生活における生活行為が困難な方が、専門職が考えたプログラムを集中的に取り組むことで自立支援を図るサービス。</p>
平成30年10月	<p>【通所型入浴サポートサービスを開始】 運営等の基準を緩和して、入浴の実施に特化したサービス(1回算定報酬)</p>
令和2年12月	<p>【ケアプラン作成の委託を開始】 訪問型短期集中サポートサービス利用のためのケアプラン作成について、居宅への委託を開始</p>
令和3年4月	<p>【1回算定報酬の適用を開始】 訪問型及び通所型サービスにおいて、決められた回数や曜日を毎週利用しないと当初からケアプランに位置付けている場合には、月額報酬ではなく、1回算定報酬を適用</p>
令和3年12月	<p>【ケアプラン作成の委託を開始】 ケアマネジメントC作成について、居宅への委託を開始</p>
令和4年4月	<p>【1回算定報酬の適用を拡充】 同一のサービス種類で、複数の事業者を利用する場合はそれぞれの事業者で1回算定報酬を適用</p>

1 訪問型短期集中サポートサービス



体力・筋力が低下し「つまづきやすくなった」など、日常生活に不安を感じるようになってきた方を対象に、作業療法士が訪問し、利用者の生活目標を設定のうえ、支援機関が一体的に取り組みます！

目的	日常生活に支障があり、生活行為が困難な高齢者が、作業療法士が考えたプログラムを 通所型サービスと組み合わせ 、集中的に取り組み、自立支援を図ること
対象	①整形外科疾患がある者 ②入院等に伴う廃用症候群がある者 要支援1・2の者または基本チェックリスト該当者 等
ケアプラン担当	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所(令和2年12月～)
期間	3か月(最長6か月)

その他、作業療法士による訪問対応:

①基本チェックリスト実施時②身体機能や住環境の調整・評価③日常生活動作への助言・指導 等 ※1回限りの訪問



2 通所型入浴サポートサービス

デイサービス等の入浴設備を活用し、送迎と入浴サービスのみ実施します。(送迎の有無については要確認)

入浴前後の健康状態の把握も利用者が主体的に行います。

<p>目的</p>	<p>入浴行為は自立して行うことができるが、不安があるため、見守り程度の支援が必要な方に対して、デイサービス等の入浴設備を活用し、入浴の機会を確保すること</p>
<p>対象</p>	<p>①洗身等自立しており、入浴の見守りが必要な方、又は入浴に不安のある方。 ②入浴行為に伴う一連の動作は自立しているが、入浴の一部の動作に見守りが必要で、かつ、自宅の浴室事情により入浴できない方。 要支援1・2の者または基本チェックリスト該当者 等</p>
<p>ケアプラン担当</p>	<p>地域包括支援センター、居宅介護支援事業所</p>
<p>期間</p>	<p>ケアプランに設定した期間。</p>

3 介護予防ケアマネジメントの種類と特徴

種類と特徴	対象となるサービス等
ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント)	訪問型サポートサービス 訪問型短期集中サポートサービス 通所型サポートサービス 通所型入浴サポートサービス
ケアマネジメントB (簡略化したケアマネジメント)	本市では実施していない
ケアマネジメントC (初回のみ of ケアマネジメント)	吹田市民はつらつ元気大作戦 メニューを利用

ケアマネジメントC (令和3年12月より居宅への委託を開始)

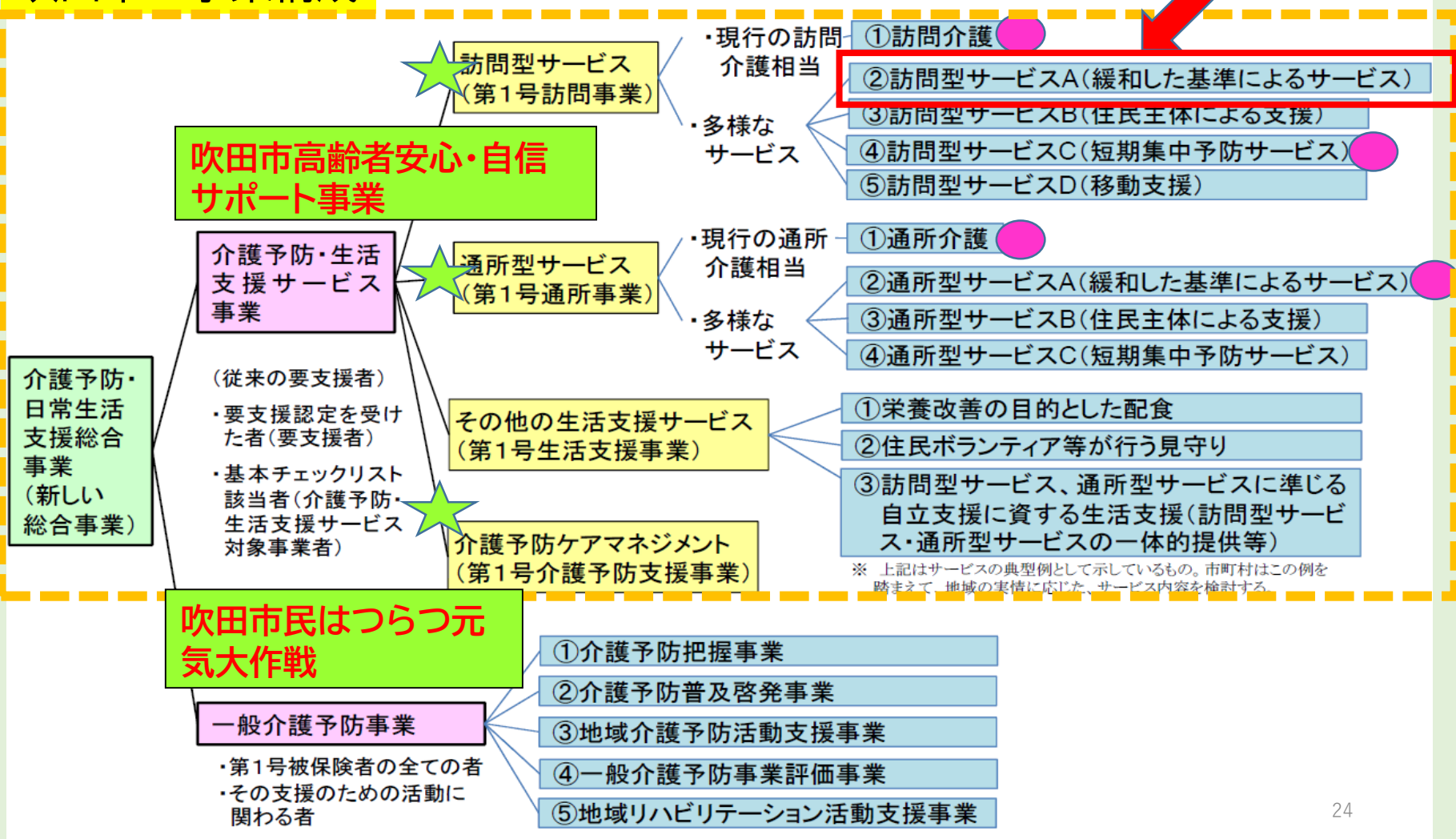
対象者 要支援1、2、基本チェックリスト該当者で、予防給付・サポート事業を**利用していない、もしくは、サポート事業を利用していたがサービスを終了し、**吹田市民はつらつ元気大作戦のメニューを週1回以上利用する者で、利用にあたり支援が必要で、計画作成を希望する者。

内容

- ・吹田市民はつらつ元気大作戦への1回の参加を確認し、介護予防ケアマネジメント費を請求。
- ・3か月後、モニタリングを実施(訪問あるいは電話)した後、「介護予防ケアマネジメント中止届出書」を介護保険資格給付担当に提出します。

訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)構築に向けて

吹田市の事業構成



訪問型サービスAが加わることで、住民参加型の支え合いの地域づくりを目指します。



必要な支援、状態に応じ適材適所に支援者が対応していく



・必要な人に専門的なケアを

・活動意欲のある住民の参画
・社会貢献、やりがいの保持

訪問型サービスAに関するご意見等

時期	実施した内容	いただいたご意見
平成30年12月	事業者対象アンケート	総合事業が始まってから従来のサービス提供と何ら変わらないのは疑問が生じる。 サービスAとしての区別をはっきりして欲しい。 人材の確保が深刻になっている。
令和元年8月26日	介護予防・日常生活支援総合事業説明会	要支援・チェックリスト該当者で従前相当の訪問型サービスは不要なケースが多い。
令和2年12月	吹田市高齢者安心・自信サポート事業 訪問介護サービスに関するアンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・利用は増える一方。 ・報酬見直しでモチベーションは下がる傾向、新規を受けられない状況もあり、存続していけるか不安。 ・ヘルパーは、実際に自分では不可能な家事や身体的ケアが必要な方にこそ使いたい。
令和4年1月	介護予防・日常生活支援総合事業研修会(オンライン開催)	<p>【設問】 今後のサービス内容について実現性や必要性が高いと思われるものを選択してください。(複数可) 訪問型サービスA－36%</p>
令和4年5月	自立支援・重度化防止等に資する新たな取組等に関する説明会(オンライン開催)	訪問型サービスについては、要支援の利用者で希望される方の場合、調整困難な状況が続いている。

これまでの御意見等を踏まえて、、、

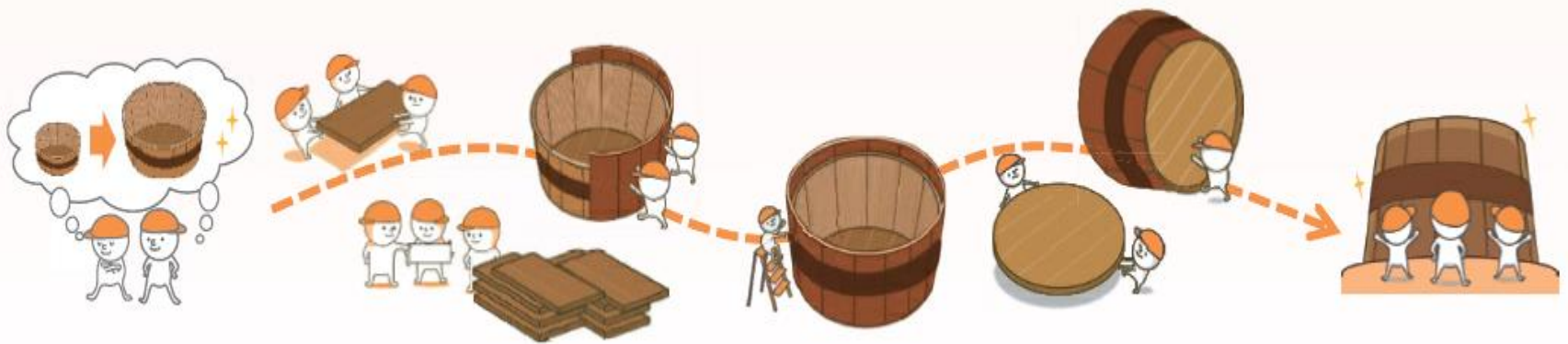
訪問型サービスAのスキーム案の概要 (第9期計画期間中の開始を予定)

対象者	<p>要支援1・2の者または基本チェックリスト該当者 ・持病があっても安定している方。(精神疾患や認知症等の進行性疾患は対象外) ※令和6年度介護報酬改定により利用者が要介護に移行した場合も利用可能。</p>
内容	<p>生活援助(買い物、掃除、洗濯、調理等) ※自立生活支援のための見守りの援助(自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等)は含まない。</p>
時間	<p>令和6年度介護報酬改定を踏まえ検討中。</p>

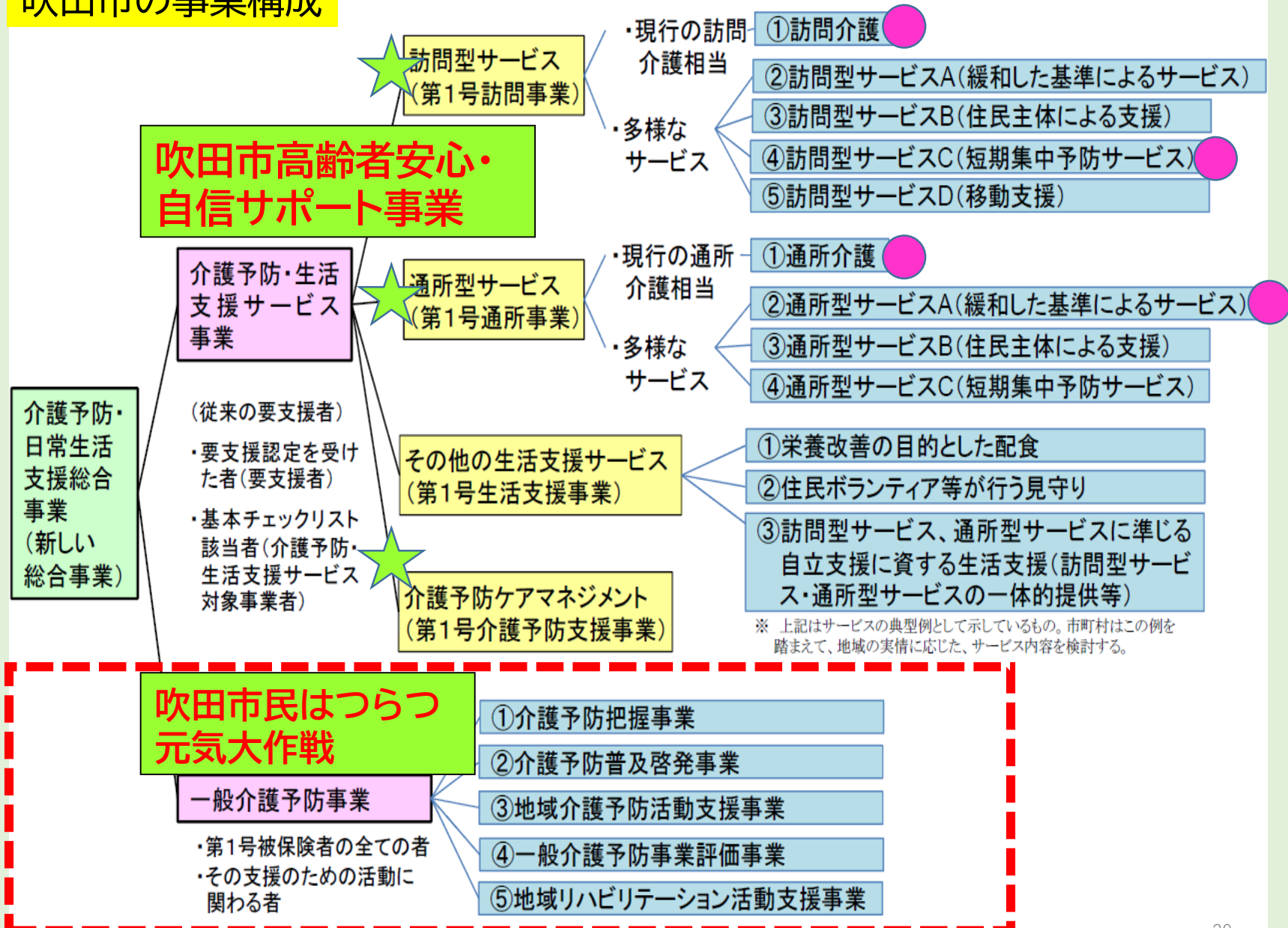
※事業所は指定を予定

※訪問型サービスA従事者養成研修については適宜開催を予定

吹田市民はつらつ元気大作戦



吹田市の事業構成



いきいき 百歳体操

- 通称「いき百」
- 30分程度のプログラム
- 椅子に座って行う、
錘を使った筋力トレーニング

住民主体の通いの場として、
吹田市内で172グループが活動中！
(R6年1月末時点)



ひろばde体操

- 20分程度の簡単な体操
- 21ヶ所の公園で展開中(R6年3月末時点)
- 週一回 自由参加 申込み不要



吹田市民元気はつらつ大作戦

ひろばde体操

参加自由です!
お気軽にご参加ください!!

20分程度の簡単な体操です。雨天中止。祝休日・夏期・年末年始はお休みです。
季節の状況に合わせて安全のために急な中止など、運営について変更する場合があります。

曜日	開始時間	実施場所	担当地域包括支援センター・問い合わせ先	
月	9時30分	いずみの園公園 文化会館前 (メイシアター)	南吹田 電話 6155-5114 FAX 6155-5663	
	9時45分	山田西第2公園 <通称まさまき公園>	山田 電話 6155-5089 FAX 6155-5527	
火	9時30分	健都レールサイド公園	健康遊具付近 岸部 電話 6310-8626 FAX 6310-8627	
	9時45分	新芦屋下公園	新芦屋会館横	千里丘 電話 6876-5021 FAX 6876-6121
		春日会館前	春日会館前ひろば	千里山西 電話 6310-8060 FAX 6310-8561
		津雲公園	公園東側	津雲台・ 藤白台 電話 7654-5350 FAX 7654-5267
	千里南公園 II	釣の岬の建物前付近	佐竹台・ 高野台 電話 6871-2203 FAX 6871-2380	
	水	9時30分	ディオス北千里	出達の広場
亥の子谷公園			亥の子谷コミセン前	亥の子谷 電話 4864-8551 FAX 6170-3939
桃山台市民ホール前		市民ホール前 レンガ敷きスペース	桃山台・ 竹見台 電話 6873-8870 FAX 6873-8871	
9時45分		江坂公園	江坂図書館東側	豊津・ 江坂 電話 6310-9705 FAX 6368-6005
千里南公園	釣の岬の建物前付近	桃山台・ 竹見台 電話 6873-8870 FAX 6873-8871		
木	9時00分	青葉丘南第1公園 (はつらつ健康体操)	メゾン千里丘 5番街南側	千里丘 電話 6876-5021 FAX 6876-6121
	9時30分	佐竹公園	ぼだい池北東側	佐竹台・ 高野台 電話 6871-2203 FAX 6871-2380
	9時45分	千里山東公園	市営千里山東住宅 西側	千里山東・ 佐井寺 電話 6386-5455 FAX 6386-5477
		中の島公園	管理棟前	吹一・ 吹六 電話 6317-5461 FAX 6317-5469
	10時30分	吹一公園	吹田第一小学校南側	吹一・ 吹六 電話 6317-5461 FAX 6317-5469
金	9時30分	吹東町集会所前	吹東公園東側	吹三・東 電話 4860-8338 FAX 4860-8233
	9時45分	佐井寺新池公園	佐井寺小学校の南東	千里山東・ 佐井寺 電話 6386-5455 FAX 6386-5477
		南吹田公園	公園中央 円形広場	南吹田 電話 6155-5114 FAX 6155-5663
	片山北ふれあい公園	吹田市介護老人 保健施設横	片山 電話 6310-7112 FAX 6310-7115	


はつらつ体操教室

申込み要

無料

65歳以上

- ・75分程度のプログラム(毎回体操含む)
- ・全10回、週1回のプログラム
- ・筋力運動、有酸素運動、介護予防・低栄養予防・お口の健康づくり・認知症予防のミニ講座
- ・PT、OT、保健師、体育指導員が講師
- ・その他にも口腔、栄養、認知症予防に関する教室・講演会も開催



介護予防

吹田市民はつらつ元気大作戦

令和6年度

はつらつ体操教室

- 週に1回、全10回の介護予防教室です。(祝日は除く)
- 毎回体操を行い、元気に暮らすための“からだづくり”を目指します。
- 体操のほかにも、さまざまな介護予防についての知識を学びます。

対象者 65歳以上の吹田市民
ただし、自力通所可能な方。身辺動作が自立しており、介護を必要としない方。通所型介護保険サービスを受けていない方優先。

費用 無料



申込方法 電話又はファックスで高齢福祉室へ多数抽選。最少催行人数は5名です

【内容】 各回75分程度
体操を毎回行います！

介護予防ミニ講座

その他の内容

- ・筋力トレーニングのプログラム
- ・ストレッチ
- ・持久力をアップするための体操等
- ・介護予防について
- ・運動、口腔機能、栄養改善についてのお話
- ・認知症予防について などなど・・・
- ・体力測定
- ・健口体操

その他 自宅で取り組める運動



体操、認知症予防、口腔機能向上を含むDVDを無料配布中！

🏠 吹田市オリジナル介護予防体操

ストレッチや筋トレ等 様々なテーマで、自宅で取り組める

吹田市オリジナルの体操をホームページで公開中！



吹田市ホームページ
自宅de介護予防



はつらつ元気手帳(介護予防手帳)

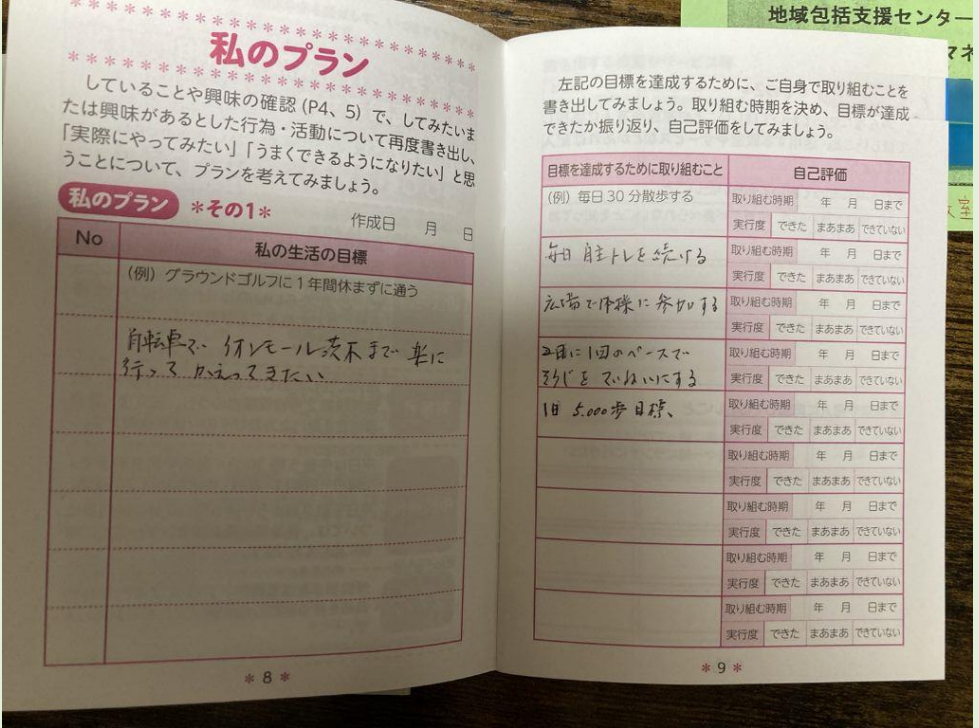
令和元年12月作成



介護予防活動の記録や健康状態の確認、生活目標の作成など、自己管理のための手帳です。

配付対象
65歳以上の吹田市民

配付方法
地域包括支援センター及び高齢福祉室窓口、市主催の介護予防教室・講演会



(参考)短期集中利用者の記入例

その他の吹田市民はつらつ元気大作戦の取組



・街かどデイハウス

要介護(要支援・基本チェックリスト該当者)認定を受けていない方、介護予防に取り組む必要のある方を対象とする通所施設。

・介護支援サポーター

研修を修了した65歳以上の方が、施設や病院などで、洗濯物の整理やシーツ交換等の活動を通じて、健康増進を図り、介護予防に積極的に取り組む活動。

・介護予防推進員

介護予防についての基本的な知識と、吹田市の高齢化の概要を理解し、地域で介護予防の普及活動を担っていただく方。

吹田市の自立支援の取組



自立支援の取組の重要性

(2) 自立支援型ケアマネジメントの事業者への浸透・定着

【担当：高齢福祉室】

重点取組

- 自立支援・重度化防止の積極的な取組の推進をめざし、市、地域包括支援センター、介護保険サービス事業者等の意識の共有を進めるとともに、引き続き自立支援型ケアマネジメントに関する研修会を行います。
- 介護支援専門員資質向上研修の際に、自立支援型ケアマネジメントの十分な理解の促進も図られるよう努めます。
- 多職種が協働して、事例検討による自立支援型ケアマネジメント会議を継続して実施し、自立支援に資するケアマネジメント実践の定着と充実を図り、介護予防・重度化防止をめざします。

第9期吹田健やか年輪プラン(吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)案 より

★ポイント

- ・本人の強みを生かし「やりたいことをできるよう」に支援。
- ・本人の関心ごとや「～したい」「～してみたい」という気持ちを引き出し、興味が持てる活動に意欲的に取り組んでいただけるよう働きかけを行い、地域のつながり等により生きがいのある生活を支援。

自立支援型ケアマネジメント会議

自立を阻害している要因と生活動作が改善できるよう、リハビリテーション専門職等を活用し、多職種協働で事例検討を行う。

目的	介護保険法における「自立支援・機能向上」の理念に基づき、自立支援・重度化予防、自立支援型ケアマネジメントの考え方の浸透と定着を目指す。
対象	第1号被保険者(65歳以上高齢者)かつ、吹田市基本チェックリスト該当者、要支援者等新規サービス利用者かつ、整形外科疾患や退院直後の廃用症候群等の状態にある者。

自立支援型ケアマネジメント会議での助言

多職種の
アセスメントの視点



インフォーマル
サービスの情報提供



利用者の望む生活(=「〇〇したい」)を支援する！

吹田市における自立支援に資する研修会 (令和5年度)

1 訪問型短期集中サポートサービス実践報告会 (令和5年8月30日開催)

訪問型短期集中サポートサービスについて、利用実績を踏まえた分析結果について報告。利用者の声や、支援者の感想等を動画等で紹介。

2 自立支援型ケアマネジメント研修会 (令和5年9月29日開催)

大阪府アドバイザーを講師に招き、自立支援型ケアマネジメントについて研修会を開催。

3 高齢者報告会「何歳になっても元の生活が取り戻せる！」 (令和5年11月29日開催)

吹田市のサービスを利用し、機能が改善した方とその支援者の方々に御登壇いただき、市民や支援者の方に向けた報告会を開催。令和5年度より開始。

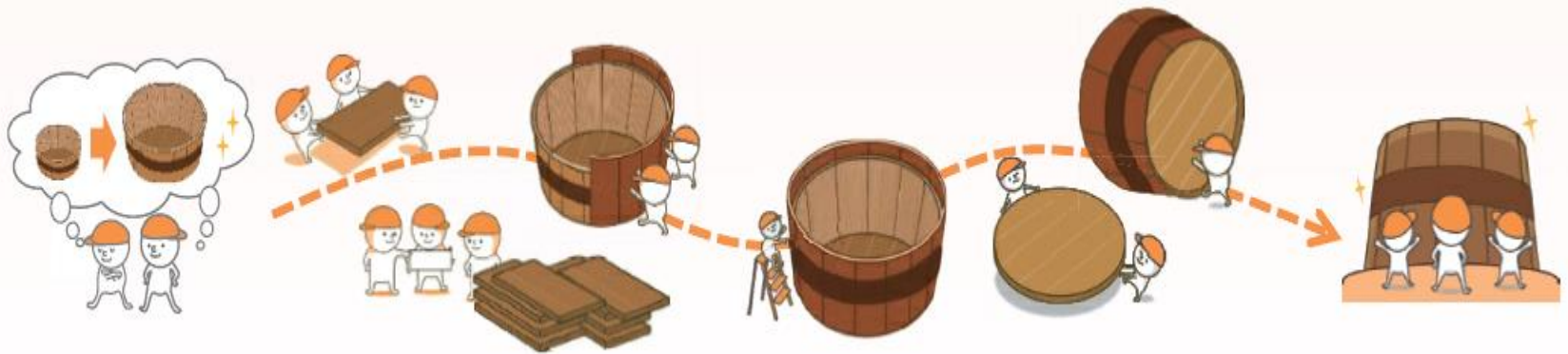
広報インセンティブ



「すいた年輪サポートナビ」の事業者検索において、自立支援に資する取組を実施した介護保険サービス事業所に★マークを付けることにより、市民への情報提供を行う。

<p>目的</p>	<p>事業所が自立支援・重度化防止に向けて、個別事例の課題解決の経過を共有しながら、自立支援についての共通認識や一体的に取り組む意識の醸成を促すとともに、市民へ情報の見える化を進める</p>
<p>対象</p>	<p>要件Aは必須。要件B又は要件Cはどちらかを満たすこと。</p> <p>A自立支援に資する研修会への参加し、アンケートを提出 B自立支援型ケアマネジメント会議への事例提供及び会議での助言内容を反映し、1年以内に利用回数の減少等の効果があり、その効果が3か月以上継続している。 C通所型サポートサービスの終了後、3か月以上通所型サポートサービスを利用していない場合。 もしくは、市の専門職(OT)を活用し、高齢者が1年以内に家事支援の利用回数の減少等の効果があり、その効果が3か月以上継続している場合。</p>

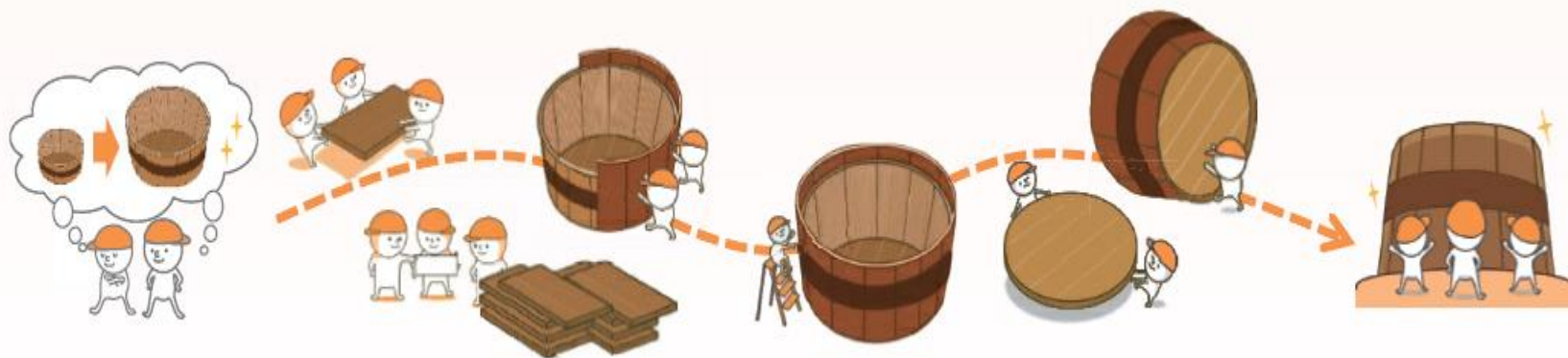
質疑応答



★御質問や御意見等ありましたら、
ミュートを解除し、御発言お願いいたします。

②令和6年度介護報酬改定等に伴う変更点について (介護予防・日常生活支援総合事業)

※今後国Q&A発出内容により変更の可能性あります。



介護報酬改定等に伴う主な変更点

- 1 報酬単位、加算について
- 2 モニタリング期間の変更について
- 3 評価表、アセスメントシート等の作成時期等の変更について

1 報酬単位、加算の変更について(訪問型サポートサービス)

別添 3

総合事業の額を市町村が定める際に勘案すべき基準 (令和6年度改正の概要)

訪問型
サービス

介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準 (令和3年厚生労働省告示第72号)

- 基本報酬について、「高齢者の選択肢の拡大」の観点から、従前相当サービスを含めた多様なサービス・活動を組み合わせて高齢者を支援できるよう1回当たりの単価についてきめ細やかな設定を行う。
- その他令和6年度介護報酬改定に準じた見直し(加算・減算の設定等)を行う。

基本報酬	改正前		令和6年度告示改正	
1月当たり	週1回程度	1,176単位	週1回程度 1,176単位	
	週2回程度	2,349単位	週2回程度 2,349単位	
	週2回を超える程度	3,727単位	週2回を超える程度 3,727単位	
1回当たり	月1回～4回	268単位	回数区分を統合し各区分の単価を引上げ 標準的なサービス 287単位	
	月5回～8回	272単位		
	月9回～13回	287単位		
	高齢者目線に合ったサービス内容に応じた内容の区分を新設		20分～45分の生活援助 179単位	月当たり上限を回数から単位数(3,645単位)に見直し
			45分以上の生活援助 220単位	
短時間の身体介護	167単位	短時間の身体介護 163単位		

⇒ 必要なサービスを必要な者の選択に基づき提供することが可能に

注) 従前相当サービスについては、市町村が事業の継続性や介護人材の確保の状況等を踏まえ、国が定める単価の引き上げすることも可能
サービスAなどの多様なサービスについては、上記に加え市町村が独自の加算等を設定することも可能

<その他令和6年度介護報酬改定に準じた見直し> (※) 詳細はhttps://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.htmlの該当ページ参照。

高齢者虐待防止の推進 (P27)、業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入 (P26)

同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し (P51)

特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化 (P54)

特別地域加算の対象地域の見直し (P54)、口腔管理に係る連携の強化 (P35)、介護職員の処遇改善 (P41)

1 報酬単位、加算の変更について(訪問型サポートサービス)

訪問型サービスの基本報酬、加算、減算(令和6年4月時点)

訪問型サービス

※ 介護保険法施行規則第140条の6第3の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)より作成

利用者の生活状況に応じた基本サービス費
(月額包括報酬のほか、1回あたり単価を定めることにより、従前相当サービス以外の訪問型サービスとの組み合わせが可能)

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)	
(1) 1週に1回程度の場合	1,176単位
(2) 1週に2回程度の場合	2,349単位
(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727単位

ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)(※1)	
(1) 標準的な内容の訪問型サービスである場合 (旧区分二～へを統合)	287単位
(2) 生活援助が中心である場合(※2)	
(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位
(二) 所要時間45分以上の場合	220単位
(3) 短時間の身体介護が中心である場合(※3)	163単位

(※) は、令和6年4月に見直しを行った事項。

(※1) ロについては、1月につきイ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

(※2) ロ(2)については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族以下「家族等」という。)と同属している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置づけられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

(※3) ロ(3)については、身体介護(利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。

(※4) イ並びにロ(1)及び(3)については、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

利用者の状態に応じたサービス提供や
施設の体制に対する加算・減算

特別地域加算	15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100
初回加算(1月につき)	200単位
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(1月につき)	100単位
生活機能向上連携加算(Ⅱ)(1月につき)	200単位
口腔連携強化加算(1回につき、1月1回まで)	50単位
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき)	所定単位数の 137/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき)	所定単位数の 100/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(1月につき)	所定単位数の 55/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき)	所定単位数の 63/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき)	所定単位数の 42/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算(1月につき)	所定単位数の 24/1000
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100
事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90/100等

1 報酬単位、加算の変更について(訪問型サポートサービス)

訪問型サービスの基本報酬、加算、減算(令和6年6月時点)

訪問型サービス

※ 介護保険法施行規則第140条の6第3の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)より作成

利用者の生活状況に応じた基本サービス費
(月額包括報酬のほか、1回あたり単価を定めることにより、従前相当サービス以外の訪問型サービスとの組み合わせが可能)

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)	
(1) 1週に1回程度の場合	1,176単位
(2) 1週に2回程度の場合	2,349単位
(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727単位
ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき) ※1	
(1) 標準的な内容の訪問型サービスである場合 (旧区分二～を統合)	287単位
(2) 生活援助が中心である場合 ※2	
(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位
(二) 所要時間45分以上の場合	220単位
(3) 短時間の身体介護が中心である場合 ※3	163単位



利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算・減算

特別地域加算	15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100
初回加算(1月につき)	200単位
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(1月につき)	100単位
生活機能向上連携加算(Ⅱ)(1月につき)	200単位
口腔連携強化加算(1回につき、1月1回まで)	50単位
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき)	所定単位数の 245/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき)	所定単位数の 224/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)(1月につき)	所定単位数の 182/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(1月につき)	所定単位数の 145/1000
令和7年3月31日までの間 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)~(14)(1月につき)	所定単位数の 221/1000 から76/1000

(※5) (1) 224/1000, (2) 208/1000, (3) 200/1000, (4) 187/1000, (5) 184/1000, (6) 163/1000, (7) 163/1000, (8) 158/1000, (9) 142/1000, (10) 139/1000, (11) 121/1000, (12) 118/1000, (13) 109/1000, (14) 76/1000

(※) 〇は、令和6年6月に見直しを行った事項。

(※1) ロについては、1月につきイ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

(※2) ロ(2)については、単身の世界に属する利用者又は家族若しくは親族以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事的援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置づけられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

(※3) ロ(3)については、身体介護(利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。

(※4) イ並びにロ(1)及び(3)については、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100
事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90/100等

1 報酬単位、加算の変更について(通所型サポートサービス)

総合事業の額を市町村が定める際に勘案すべき基準 (令和6年度改正の概要)

通所型
サービス

- 基本報酬の単価について、通所介護の介護報酬改定に準ずる見直しを行うとともに、介護予防通所リハビリテーションと同様に運動機能向上加算を包括化する。また、「高齢者の選択肢の拡大」の観点から、従前相当サービスを含めた多様なサービス・活動を組み合わせ、高齢者を支援できるよう要支援2の者の1回当たりの単価について1回からの算定を可能とする。
- その他令和6年度介護報酬改定に準じた加算・減算の設定を行う。

基本報酬	改正前		令和6年度告示改正		
1月当たり	要支援1・事業対象者	1,672単位	→	要支援1・事業対象者	1,798単位
	要支援2・事業対象者	3,428単位		要支援2・事業対象者	3,621単位
1回当たり	要支援1・事業対象者 (月1回～4回)	284単位	→	要支援1・事業対象者 (月1回～4回)	436単位
	要支援2・事業対象者 (月5回～8回)	395単位		要支援2・事業対象者 (月1回～8回)	447単位

月1回から算定可

運動器機能
向上加算の
包括化

⇒ 必要なサービスを必要な者の選択に基づき提供することが可能に

+

※ このほか地域全体で高齢者の移手段を確保するという視点にたち、送迎を外部委託等する場合の基本報酬に占める送迎に要する費用を明確化。

注) 従前相当サービスについては、市町村が事業の継続性や介護人材の確保の状況等を踏まえ、国が定める単価の引き上げること可能
サービスAなどの多様なサービスについては、上記に加え市町村が独自の加算等を設定することも可能

<その他令和6年度介護報酬改定に準じた見直し> (※) 詳細はhttps://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.htmlの該当ページ参照。

- 高齢者虐待防止の推進 (P27)、業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入 (P26)
- 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化 (P55)
- 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化 (P54)、
- 選択的サービス複数実施加算の見直し (P53)、科学的介護推進体制加算の見直し (P39)、介護職員の処遇改善 (P41)

1 報酬単位、加算の変更について(通所型サポートサービス)

通所型サービスの基本報酬、加算、減算(令和6年4月時点)

通所型サービス

※ 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)より作成

利用者の生活状況に応じた基本サービス費
(月額包括報酬のほか、1回あたり単価を定めることにより、従前相当サービス以外の通所型サービスとの組み合わせが可能)

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)	
(1) 事業対象者・要支援1	1,798単位
(2) 事業対象者・要支援2	3,621単位

ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	
(1) 事業対象者・要支援1	436単位
(2) 事業対象者・要支援2	447単位

(※) については、令和6年4月に見直しを行った事項。

(※1) イ及びロについて、利用者が事業対象者(介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める者をいう。)であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者については、イ(1)又はロ(1)に掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者については、イ(2)又はロ(2)に掲げる所定単位数をそれぞれ算定する。

(※2) ロ(1)については1月につき4回まで、ロ(2)については1月に8回までの範囲で、所定単位数を算定する。



利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100
生活機能向上グループ活動加算(1月につき)	100単位
若年性認知症利用者受入加算(1月につき)	240単位
栄養アセスメント加算(1月につき)	50単位
栄養改善加算(1月につき)	200単位
口腔機能向上加算(Ⅰ)(1月につき)	150単位
口腔機能向上加算(Ⅱ)(1月につき)	160単位
一体的サービス提供加算(1月につき)	480単位
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1月につき)	20単位 331/76単位
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1月につき)	72単位 331/44単位
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1月につき)	24単位 331/40単位
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(1月につき、3月に1回程度)	100単位
生活機能向上連携加算(Ⅱ)(1月につき)	200単位
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1月につき、6月に1回程度)	20単位
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1月につき、6月に1回程度)	5単位
科学的介護推進体制加算(1月につき)	40単位
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき)	59/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき)	49/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(1月につき)	23/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき)	12/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき)	10/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算(1月につき)	11/1000

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する減算

利用者の数が利用定員を超える場合	70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	70/100
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100
事業所と同一建物に居住する者または同一建物から通所型サービスを行う場合	-94単位、-376単位 又は-752単位
事業所が送迎を行わない場合(特約につき)	-47単位

1 報酬単位、加算の変更について(通所型サポートサービス)

通所型サービスの基本報酬、加算、減算(令和6年6月時点)

通所型
サービス

※ 介護保険法施行規則第140条の6第30第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)より作成

利用者の生活状況に応じた基本サービス費
(月額包括報酬のほか、1回あたり単価を定めることにより、従前相当サービス以外の通所型サービスとの組み合わせが可能)

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)	
(1) 事業対象者・要支援1	1,798単位
(2) 事業対象者・要支援2	3,621単位

ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	
(1) 事業対象者・要支援1	436単位
(2) 事業対象者・要支援2	447単位

(※) については、令和6年6月に見直しを行った事項。

(※1) イ及びロについて、利用者が事業対象者(介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める者をいう。)であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者については、イ(1)又はロ(1)に掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者については、イ(2)又はロ(2)に掲げる所定単位数をそれぞれ算定する。

(※2) ロ(1)については1月につき4回まで、ロ(2)については1月に8回までの範囲で、所定単位数を算定する。

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する減算

利用者の数が利用定員を超える場合	70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	70/100
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100
事業所と同一建物に居住する者または同一建物から通所型サービスを行う場合	-94単位、-376単位 又は-752単位
事業所が送迎を行わない場合(片道につき)	-47単位



利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100
生活機能向上グループ活動加算(1月につき)	100単位
若年性認知症利用者受入加算(1月につき)	240単位
栄養アセスメント加算(1月につき)	50単位
栄養改善加算(1月につき)	200単位
口腔機能向上加算(Ⅰ)(1月につき)	150単位
口腔機能向上加算(Ⅱ)(1月につき)	160単位
一体的サービス提供加算(1月につき)	480単位
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1月につき)	300単位 302176単位
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1月につき)	72単位 302144単位
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1月につき)	24単位 302400単位
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(1月につき、3月に1回程度)	100単位
生活機能向上連携加算(Ⅱ)(1月につき)	200単位
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) <small>(1回につき、0.5月に1回程度)</small>	20単位
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) <small>(1回につき、0.5月に1回程度)</small>	5単位
科学的介護推進体制加算(1月につき)	40単位
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき)	92/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき)	90/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)(1月につき)	80/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(1月につき)	64/1000
令和7年3月31日までの間 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)~(14)(1月につき)	81/1000 から33/1000

(※3) (1) 81/1000, (2) 76/1000, (3) 79/1000, (4) 74/1000, (5) 65/1000, (6) 63/1000, (7) 56/1000, (8) 69/1000, (9) 54/1000, (10) 45/1000, (11) 53/1000, (12) 43/1000, (13) 44/1000, (14) 33/1000

1 報酬単位、加算の変更について(介護予防ケアマネジメント)

総合事業の額を市町村が定める際に勘案すべき基準 (令和6年度改正の概要)

介護予防
ケアマネジメント

介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準 (令和3年厚生労働省告示第72号)

○ 令和6年度介護報酬改定に準じた見直し(減算の設定等)を行う。

基本報酬	改正前	令和6年度告示改正
1月当たり	438単位	442単位

<その他令和6年度介護報酬改定に準じた見直し> (※) 詳細はhttps://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.htmlの該当ページ参照。
高齢者虐待防止の推進 (P27)、業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入 (P26)

介護予防ケアマネジメントの基本報酬、加算、減算

基本サービス費

利用者の状態に応じたサービス提供や
施設の体制に対する加算・減算

介護予防ケアマネジメント費 442単位

(※) については、令和6年4月に見直しを行った事項。

初回加算 (1月につき) 300単位

委託連携加算 300単位

高齢者虐待防止措置未実施減算 -1/100

業務継続計画未実施減算 -1/100

引用元：介護保険最新情報Vol.1210

2 モニタリング期間の変更について(介護予防ケアマネジメント)

参考:介護保険最新情報Vol.1201

●現在

モニタリングは、サービス提供開始時、サービス評価期間終了月、対象者の状況に著しい変化があった時、3か月に1回及びその他必要時に、対象者の居宅を訪問の上、面接して実施する。

★令和6年4月1日～

モニタリングは、サービス提供開始から3か月に1回、対象者の居宅に訪問の上、利用者に面接して実施する。ただし、次に掲げる事項にいずれにも該当する場合であって、少なくとも6か月に1回、居宅に訪問し面接するときは、居宅を訪問しない月において、テレビ電話等を活用して対象者に面接できることとする。

2 モニタリング期間の変更について(介護予防ケアマネジメント)

参考:介護保険最新情報Vol.1201

★事項

- (1) テレビ電話等を活用して面接を行うことについて、文書により対象者の同意を得ていること。
 - (2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、その他の関係機関の合意を得ていること。
 - (i) 対象者の心身の状況が安定していること。
 - (ii) 対象者がテレビ電話等を活用して意思疎通が行うことができること。
 - (iii) 担当者が、テレビ電話等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、関係機関から提供を受けること。
- また、サービス評価期間終了月、対象者の状況に著しい変化があった時、対象者の居宅に訪問の上、利用者に面接して実施すること。

3 評価表、アセスメントシート等の作成時期等の変更について(介護予防ケアマネジメント)

★令和6年4月1日～

(介護予防支援・介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)サービス評価表)

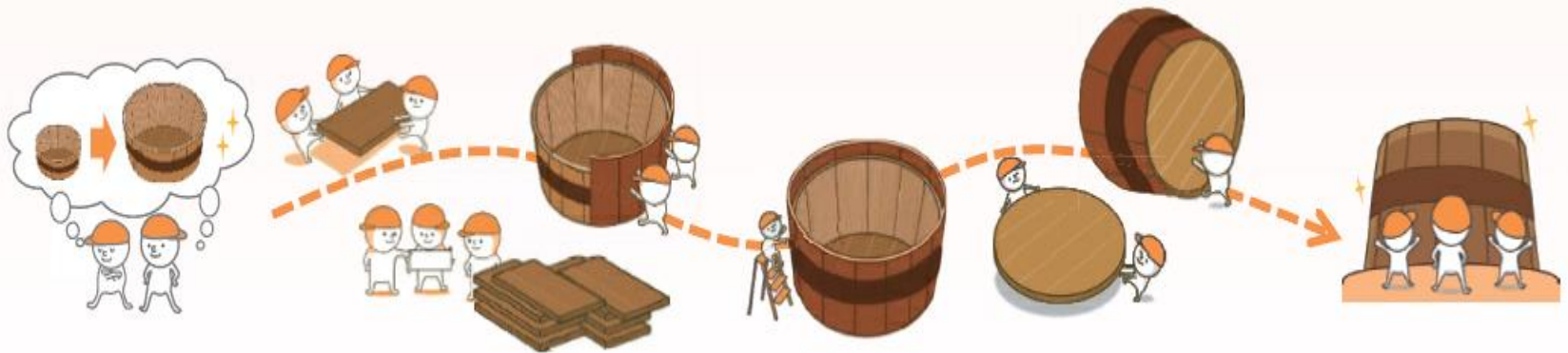
作成時期:①ケアプランに位置づけた期間の終了時。
②ケアプラン変更の必要がある場合及び介護保険における区分変更申請が必要な場合。
③「自立生活支援のための見守りの援助」を利用する場合3か月毎。

(吹田市高齢者安心・自信サポート事業アセスメントシート)

作成時期:①初回訪問時
②ケアプラン更新時や変更時

(現在の健康状態) 聞き取り不要

質疑応答



★御質問や御意見等ありましたら、
ミュートを解除し、御発言お願いいたします。

③ お知らせ



すいた年輪サポートナビ



吹田市では、市内にある医療機関・歯科診療所・薬局や、吹田市をサービス提供地域にしている介護サービス事業者、高齢者の生活サポート情報(家事援助や配食、配達等)を検索することができるサイト「すいた年輪サポートナビ」を開設しています。

◆ウェブサイトを開く方法



吹田市ホームページのトップページにあるこのイラストをクリック！

【介護保険サービス事業所の皆様】

空き情報調査へのご協力をよろしくお願いいたします！

地域の集いの場については、右記より、eコミマップを御覧下さい。



アンケートへのご協力よろしくお願ひします。

今後の事業の取組に反映させていただきます。
一人づつ回答をお願いいたします。
回答締切：令和6年3月29日(金)



本日の研修は終了となります。
御参加ありがとうございました。

